

香芝市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月20日

香芝市長 福岡 憲 宏

香芝市条例第21号

香芝市手数料条例の一部を改正する条例

香芝市手数料条例（平成12年条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表33の項を次のように改める。

33 地籍調査の成果等の写しの交付手数料	(1) 地籍図 1枚につき300円 (2) 一筆地座標 1筆につき300円 (3) 図根点座標及び網図 1路線につき300円
----------------------	--

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。